平成 27 年度 函館市事業評価調書

平成27年6月作成

整理番号	31	事業名	食肉検査	費				事業の 性質別	義務的経費(-	一部裁	战量的経費)	区分	
予算事項名	大事項	食肉検査費					食肉検査費			7	部課名	保健	所食肉検査所
事業開始年度	昭和	27 年度	根拠法令等	あり	□道条例	,規則,要綱	(と畜場法,と畜場法施行令。 等(等(函館市と畜場法施行細!	2	ī規則)		電話番号	4	9-0203

1. 事業の目的・必要性と内容(PLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

目的	【目的】 と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、獣畜(牛、馬、豚、めん羊および山羊)の生体から食肉になるまでの検査を実施する。
必要性	【必要性】 と畜場は、と畜場法第4条の規定に基づき、保健所設置市の許可事項とされており、と畜検査は、と畜場法第2条、第14条の規定に基づき、保健所設置市に義務付けされてい る。
内容	・と畜検査 ・と畜検査手数料の収納 ・国庫補助金の交付申請

2. 概算総事業費(DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

																			(単1型∶∠	<u>人,干円)</u>
			平月	成24年	度決算	平月	戓25年	度決算	平月	戊26年	度予算	平成	26年度	決算見込	平月	或27年 <i>[</i>	度予算	平成	28年度予算	享要求
	事業費	(A)			7,288			4,840			6,586			5,300			6,816			0
海·道				1,039			486			1,510			854			1,369				
定財	定市債																			
源	ぶ その他		21,378	20,709		21,313		21,117		18,882										
	一般財源				-15,129			-16,355			-16,237			-16,671			-13,435			
	事業を実施するために	職員	人工	6.00	45,048	人工	6.00	43,308	人工	6.00	43,740	人工	6.00	43,740	人工	6.00	45,072	人工	0.00	0
	必要な人件費	嘱託職員	人工	3.00	10,356	人工	3.00	10,356	人工	3.00	10,356	人工	3.00	10,356	人工	3.00	10,356	人工	0.00	0
捨王	、工は小数点第3位を四 「入しているため,実際 、工がかかっていても0で	臨時職員	人工	0.00	0	人工	0.00	0	人工	0.00	0	人工	0.00	0	人工	0.00	0	人工	0.00	0
	ナカナハス坦ムがも	人件費(B)			55,404			53,664			54,096			54,096			55,428			0
総事業費計(A+B)				62,692			58,504			60,682			59,396			62,244			0	

3. 活 動 実 績(DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
と畜検査頭数	頭	39,061	38,352	38,914	
証明書発行件数	件	16	27	97	

4-1. 成 果 等(DO:アウトカム) ※事業の成果指標は何か。

成果 指標

と畜検査頭数、と畜検査結果に基づく証明書の発行

4-2. 成 果 等(DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等

と畜場法に基づくと畜検査の実施により、消費者に安全・安心な食肉を提供できた。

5. 事務事業の点検 (CHECK)

	評価項目	評価内容	評価内容の説明		評価項目	評価内容	評価内容の説明
必	事業の市民ニーズ	高まっている	BSE検査対象月齢の引き上げや 牛・豚肉の生食の規制など、食肉を	コス		節減できている	消費者に対し安全・安心な食肉の
	市の関与の妥当性		取り巻く環境の変化を受け、安全・安		将来コスト増減見込み	現在より増加する可能性	提供を実現し、検査実施水準の向上を図るため、研修などの経費確保が
11±			心な食肉に対する消費者ニーズが高 まっている。		受益者負担の適正度		必要となる。
成果	成果の達成状況	達成している	と畜場法により規定されている検査	執行	外部委託の可能性	不可能	と畜場法等関係法令により義務付
· 有	事業目的実現のための手段	現手段が最適	手法のため、現行を維持することが	方法	実施方法の効率性		けされた検査、実施方法のため、現
効性			最適である。	Į			行を維持することが最適である。

評価結果から明らかに なった課題事項など

│ と畜場法に基づく検査のため,柔軟性がなく,コストの低減は容易ではないが,今後も,消費者に対し安全・安心な食肉の提供を実現するため,検査実施カ │準を確保する中で,経費の適正な支出に努めていく。

6. 今後の改善策(ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

ム然の士科
今後の方針
(改善・
(以音:
見直し内容)
元旦し四石

基本方針

(事業について)

と畜場法では保健所を設置する市においては、と畜場内で解体された獣畜の肉・内臓は市の検査を受けた後でなければ、と畜場の外に持ち出す事は出来ない。また,法第19 条の規定に基づき,この検査を行うと畜検査員は,獣医師の資格を持つ市職員から任命しなければならないため,現行どおり市が直接行う必要がある。

現行どおり

(経費について)

消費者に対し安全・安心な食肉の提供を実現するため、検査実施水準の維持向上を図るとともに、経費の適正な支出に努めていく。

参考:他の自治体の状況

比較参考値 (他の自治体の類似事業 の状況など) ·旭川市

と畜検査頭数 平成24年度 97,867頭, 平成25年度 92,803頭, 平成26年度 88,469頭